

第8回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第8回定例会

令和2年11月27日

開会 13時30分

閉会 16時00分

出席委員
(23名)

会長 依田繁二

会長代理 若林泰平

1 荻原勝夫

14 齊藤敏彦

2 深井佳人

15 関敏夫

3 武井誠

16 小宮山信幸

5 関 一夫

17 小野澤文利

6 小林澄男

18 笹平民男

7 小山孝幸

推進 射手誠司

8 青木茂良

推進 佐藤邦利

10 成山喜枝

推進 関泰秀

11 柳澤峰晴

推進 杉田修司

12 宮下通

推進 荻原清一

13 大塚賢

欠席委員

議事録署名委員

17 小野澤文利委員

18 笹平民男委員

出席職員
(5名)

農業委員会事務局

事務局長 関 博一

事務局次長 小宮山 真二

事務局 河口 晋也

事務局 土屋 綾

事務局 伊藤 世志子

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

※ 会場 勤労者会館 2階講堂

会長代理

ご苦勞様です。令和2年度第8回定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは、朝晩はすっかり寒さが押し寄せたと思うと、日中は気温が15度以上の日が続き、暖かい小春日和の毎日が続いております。新型コロナウイルス感染症の状況も、予断を許さない状態です。予防には細心の注意を払っていただき、気を抜くことなく第3波コロナ包囲網をくぐり抜け、年末に向かい慌ただしくなりますが、農地保全活動をお願いします。11月11日松本市で開催された、長野県農業委員会大会に参加された皆様はご苦勞様でした。人・農地の実質化プランの講演会があり、本格的に実質化を進めなくてはと感じた1日でした。かつて、長野県内の農地も桑畑が多くを占めておりましたが、東部地区は食用（巨峰、シャインマスカット）ブドウ、さらに御堂団地では、ワイン用ブドウ産地へと変化する中で農地維持されております。この農地維持とブランド維持を確保するため、一層の実質化を推進され、地区ごとに合った作物の農地保全推進をお願いします、本日の定例総会に入ります。

それでは議事に入ります。本日の議事録署名は、17番小野澤委員と18番笹平委員をお願いします。第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇の西にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地ではクルミを栽培する予定です。譲受人の自宅から車で3分ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇の西にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅の隣地で近いため、問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇の東にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅の隣地で近いため、問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、図面は4ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅から3分ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号5、〇〇、図面は5ページをご覧ください。〇〇の東にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模拡大するため譲り受けるものです。申請地ではクルミを栽培する予定です。譲受人の自宅から車で5分ということで近いため、問題ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 場所は〇〇の畑です。現在遊休農地となっています。、農地パトロールで申請地を確認したところ荒れていて、困ったと思っておりましたが、〇〇さんが耕作をしたいという申請があり、大変良い事だと思いました。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして、荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員 譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さん、譲受人の〇〇さんは以前〇〇に勤務していて、ブドウや野菜を作っております。譲渡人の〇〇さんは、高齢ということもあり譲り渡すことにしたそうです。〇〇さんは、後継者もいますし、耕作するための機械も揃っています。地域の関わりですが、積極的に会合等に参加して貢献しております。今後も期待の出来る方だと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして、若林代理より説明をお願いします。

若林代理 説明します。譲渡人の〇〇さんは平成26年に相続により取得した土地

です。譲受人の〇〇さんは以前からこの土地を賃借して家庭菜園として耕作をしておりました。譲渡人の〇〇さんは高齢ということと、〇〇で耕作ができません。今後維持することが困難であるということで、いままで貸していた譲受人の〇〇さんと話し合いをして渡すことにしたそうです。最良の方向になったと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件につきまして、笹平委員より説明をお願いします。

笹平委員 譲受人、譲渡人は隣同士で兄弟のような関係です。〇〇さんの土地はカーブになっていて事故の多い場所で、道幅も狭く危険な所です。区として長年交渉していましたが話が進みませんでした。この度、〇〇さんが譲る事で野菜栽培をすることが出来るようになりました。道路拡張工事は来年始まるとのことです。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号5の案件につきまして、小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 説明します。〇〇信号付近です。譲渡人の〇〇さんは、申請地で野菜を作っておりましたが、病気をして営農ができなくなりました。後継者もないため譲受人の〇〇さんに相談し、譲ることとなりました。〇〇さんは現在も野菜を中心に営農しております。申請地では、クルミを栽培する予定です。自宅からも近いということで、適任者かと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方

は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第2号議案農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、図面は6ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。現在実家に居住していますが、申請地に住宅を建築したいとのことです。第一種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして杉田委員より説明をお願いします。

杉田委員 〇〇の集落北側にあるところです。申請者は〇〇の次男で住宅を建てたいと探しておりましたが、思うようにいかず相続によって取得した畑に建てる事にしました。この周りはほとんどが住宅になっていて、周辺の了解を得ているとのことです。特に問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。

番号1、〇〇、所有権移転、図面は8ページをご覧ください。〇〇の南西にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在〇〇に住んでいますが、東御市に移住し、申請地に住宅を建築したいとのことです。なお、申請地は令和2年9月に農振除外済です。第一種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号2、〇〇、所有権移転、図面は10ページをご覧ください。〇〇の

南西にある農地です。太陽光発電施設敷地の申請です。譲受人は〇〇で売電事業を行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地に太陽光発電施設を設置したいとのことです。パネル枚数は284枚、発電出力は49.5キロワットです。配置は12ページを参照してください。なお、雨水対策及び地元協定については、太陽光発電施設設置に関するガイドラインの基準をクリアすることを前提に生活環境課と現在協議中とのことです。第1種住居地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、所有権移転、図面は13ページをご覧ください。〇〇にある農地です。庭・家庭菜園敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は空き家バンクを活用し、申請地に隣接する住宅を購入予定で、合わせて申請地を庭及び家庭菜園として利用する計画とのことです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号4、〇〇、所有権移転、図面は15ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方と〇〇の方で、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は姉と弟の関係で、両名とも借家住まいで手狭なため、申請地に共有で住宅を建築したいとのことです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号5、〇〇、賃借権設定、図面は17ページをご覧ください。〇〇の南にある農地です。建設資材置場敷地の申請です。譲受人は〇〇の総合建設業を行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は事業拡大に伴い、資材置場が不足しており、申請地に資材置場を計画するものです。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員

説明します。〇〇の水田地帯のところですか。譲渡人の〇〇さんは近隣の方で、譲受人は〇〇の方で移住希望者です。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につき

まして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 説明します。場所ですが〇〇西にある農地です。譲受人は太陽光による発電事業等を行っている〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。目的は太陽光発電施設を設置して売電事業を行いたいという事です。隣接地権者及び所沢川水系土地改良区より同意を頂いているそうです。この場所は隣接する道路の道幅が狭く、赤線対応になっております。近隣農地は長年耕作放棄地となっております、特に〇〇さんの北側は山林化していて、迷惑しているそうです。この度の事業計画で、荒地化の防止になると思います。第3種農地という事で問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

荻原委員 譲受人の〇〇さんと譲渡人の〇〇さんとはどのような関係ですか。

事務局 夫婦です。

齊藤委員 1号議案の1番と5番に〇〇さんの申請がありましたが、今後太陽光発電等の事業展開になるのか、お聞きしたい思います。

事務局 1号議案の場所は太陽光発電事業が出来ないところです。第3号議案番号2、〇〇ですが、農業をする環境でもなく、住宅を建てる場所としても不適切なところで、利活用に困っていた場所で太陽光発電という選択肢でした。以上です。

議長 他にございますか、ないようですので採決に入ります。番号2の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件につきまして、小林委員より説明をお願いします。

小林委員 事務局から説明がありましたが、〇〇にある農地です。申請地では、庭、家庭菜園として使いたいそうです。譲受人は、〇〇の方で申請地に隣接する住宅が空き家になっていたのを購入して、永住するそうです。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につ

きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件につきまして、荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員 譲受人の〇〇さん、〇〇さんは姉と弟で、共同で住宅を建てるという申請です。現在2人はアパートに住んでいますが、子供が大きくなり手狭になったため、申請地に2世帯で住宅を建築したいそうです。隣接農地の了解もいただいているそうです。特に問題はないと思いますが、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号5の案件につきまして、荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員 申請地は〇〇のお宮南側で遊休農地となっております。譲受人は、〇〇で総合建設業を行っています。、譲渡人は〇〇さんで自分の会社の建築資材置場として利用したいそうです。大きい道路に面していますので、問題はないと思いますが、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

笹平委員 この場所は1メートル以上道路から下がっていて、車を止めるにはかなりの盛土が必要です。農地ではありますが、お宮の影になり作物ができない場所でもありますので、やむを得ないかと思いますが、先ほども話がありました、1メートル以上道路より下がっていますので、どのように活用するのか、お聞きしたいと思います。

事務局 現状で確認しますとアパートと申請地のところに、斜めに降りていく場所があります。申請書には詳しい記載はありませんが、盛土をして土留め工事を行い土砂の流失を防ぐ計画です。

笹平委員 隣接の所有者に迷惑がかからないようお願いしたいと思います。

議長 他にございますか、ないようですので採決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第4号議案農地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。小林委員が対象となりますので、一時退席となります。

(小林委員退席)
それでは説明をお願いします。

事務局 第4号議案農地利用集積計画11月分について説明します。資料4ページが通常の利用権設定です。15件、19筆、合計19、511平方メートルです。資料5ページが所有権移転となります、3件、6筆、合計8、112平方メートルです。資料6ページ中間管理事業を使った利用権設定です。3件8筆、合計9、381平方メートルです。全体の合計は21件、33筆、37、004平方メートルです。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。第4号議案農地利用計画について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。小林委員お入りください

(小林委員入室)

以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました

議事録署名人 _____

(※直筆をお願いします)

